

令和7年分収支内訳書の書き方 (農業用)

収入金額

科目	具体例
販売金額	① 令和7年1月から令和7年12月までの販売金額を記入します。なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも令和7年1月から令和7年12月までに販売したものについては、全て令和7年分の販売金額になります。
家事消費 事業消費	② 農作物を家事、贈答及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。
雑収入	③ 米精算金、農作業受託料、転作互助受取金、共済受取金、水稻共済無事戻し金、中山間地域等交付金などを記入します。

※農地を耕作せず、貸し出して農作物等(現金を含む)の収入を得た場合、その収入は農業収入でなく、不動産収入となります。

売上原価

科目	具体例
農産物の棚卸高	⑤ 期首(令和7年1月1日)及び期末(令和7年12月31日)現在の農作物の棚卸高を記入します。 ⑥ 収穫時の生産者販売価額により計算します。 ※米麦等の穀類以外の農産物で数量がわざかなものについては、棚卸しを省略することができます。

一般的な経費(家事上の費用は必要経費になりません。)

科目	具体例
雇人費 (内訳書表)	⑧ 農作業等に従事した雇人の労賃及び賄費等 ※親族(同居している父母等)は除きます。
小作料・ 賃借料 (内訳書表)	⑨ ①農地の賃借料、②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減価償却費 (内訳書裏)	⑩ 農業用の施設・機械・トラック等の取得費用及び耐用年数を基に計算した償却費(裏面「減価償却費」参照)
貸倒金	⑪ 事業の遂行上生じた債権について、特定の理由により生じた損失の金額
利子割引料	⑫ 農業用に借入れした負債の支払利子や受取手形の割引料など

科目	具体例	科目	具体例
租税公課	① ①事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金(※) ②商工会議所、商工会、協同組合、同業組合、商店会、青色申告会などの会費、組合費など ※所得税及び復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料料、過料、交通反則金は経費になります。	農産物以外の棚卸高	③ 期首(令和7年1月1日)及び期末(令和7年12月31日)現在の未使用の肥料・農薬等の棚卸高を購入価額により計算して記入します。 ※毎年同程度の数量を翌年度へ繰り越す資材については棚卸しを省略することができます。
種苗費	④ 種もみ、苗類、種いも、培土などの購入費用(自給分については、収穫した時の価額によって記入します。)	⑦のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	⑤ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける金額を記入して下さい。この場合、売却証明書、所得計算の明細書を申告書に添付して下さい。
素畜費	⑥ 子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付け料		
肥料費	⑦ 肥料、たい肥の購入費用		
飼料費	⑧ 飼料の購入費用		
農具費	⑨ 使用可能期間が1年末満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用		
農薬衛生費	⑩ 農薬の購入費用、共同防除の負担金、家畜予防接種代		
諸材料費	⑪ ピニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用		
修繕費	⑫ 農機具、農業用自動車、建物・施設などの修理に要した費用(車検代含む) ※資産の価値を上げる場合は減価償却費になります。		
動力光熱費	⑬ 電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費		
作業用衣料費	⑭ 農作業に必要な作業衣、地下たびなどの購入費用		
農業共済掛金	⑮ 水稻・果樹・家畜等の共済掛金、農業に関連する建物等の火災保険料、自動車の損害保険料		
荷造運賃手数料	⑯ ダンボール代などの出荷の際の包装費用、農協及び市場に支払う運賃や出荷手数料		
土地改良費	⑰ 土地改良事業の費用や客土費用		
雜費	⑱ 上記以外の費用で農業経営上の必要な費用		

経費にならないもの

[家事上の費用について]

①衣料費や食費などの家事上の費用、②農業用建物兼住宅について支払った賃借料、固定資産税、修繕費のうち住宅部分に対する費用、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。

※ この②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

[生計を一にする親族に支払った給料賃金、地代家賃について]

生計を一にする配偶者やその他親族が納税者の経営する事業に従事している場合に支払う給料賃金や、生計を一にするそれらの親族から土地・家屋を借りている場合に支払う地代家賃や利子などは必要経費に算入されません。

専従者控除について

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が令和7年1月から令和7年12月までの間で6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の①と②のいずれか少ない方の金額を必要経費することができます。

- ① 配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円
- ② (収支内訳書表の⑮の金額) ÷ (事業専従者数+1)

収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入して下さい。
なお特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設け記入して下さい。

【お問い合わせ】

盛岡市役所 財政部 市民税課
市民税第二・三係
直通) 019-613-8497・8498

(農業用)

減価償却費

事業用資産は、毎年使用することによって価値が減少していきますので、その減少した分を必要経費としたものが減価償却費です。使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上の事業用資産を取得するために支払った費用は、全額そのままが必要経費になるのではなく、耐用年数表を基として計算した減価償却費だけが必要経費になります。

取得価額10万円未満	取得価額を単年で必要経費に算入します。
取得価額10万円以上 ～ 20万円未満	通常の減価償却か取得価額の3分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法を選択することができます。
取得価額20万円以上	耐用年数表を基として計算した通常の減価償却をします。

※以下の記載例を参照ください。

① 取得価額	建物、機械などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。
② 債却の基礎になる金額	<p>次の式の金額を記入します。 平成19年3月31日以前に取得した資産【旧定額法】</p> <p>.....① 「取得価額×90%」の金額(漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額)を記入します。</p> <p>.....② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。</p> <p>平成19年4月1日以降に取得した資産、または一括債却資産の場合【定額法】</p> <p>..... 取得価額そのままの金額を記入します。</p>
- 債却方法	税務署に届け出ている債却方法を記入します。届け出ていない人は、定額法になります。
④ 耐用年数・債却率	「主な減価償却資産の耐用年数表」や「減価償却資産の債却率表」を参照して下さい。
⑤ 本年中の債却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壟などをした場合はその月を1ヶ月として計算した令和7年1月から令和7年12までの債却期間の月数を記入します。
⑥ 事業専用割合	事業用に使用している割合を求めて記入します。
⑦ 未債却残高(期末残高)	次の金額を記入します。 ① 令和7年1月から令和7年12月までに取得した資産は、①の金額から①の金額を差し引いた金額 ② 令和6年以前に取得した資産は、令和6年末の未債却残高(「取得価額－令和6年末までの減価償却費の累積額」の金額)から①の金額を差し引いた金額

減価償却資産の債却率表(一部)

耐用年数	定額法	旧定額法									
2	0.500	0.500	8	0.125	0.125	14	0.072	0.071	20	0.050	0.050
3	0.334	0.333	9	0.112	0.111	15	0.067	0.066	21	0.048	0.048
4	0.250	0.250	10	0.100	0.100	16	0.063	0.062	22	0.046	0.046
5	0.200	0.200	11	0.091	0.090	17	0.059	0.058	23	0.044	0.044
6	0.167	0.166	12	0.084	0.083	18	0.056	0.055	24	0.042	0.042
7	0.143	0.142	13	0.077	0.076	19	0.053	0.052	25	0.040	0.040

減価償却費の記載例(令和7年分)

減価 償却 資産 の 名 称 等 又 は 総 延 資 産 を 含 む る 数 量	取 得 年 月	得 た 金 額 (債 却 保 証 額)	債 却 の 基 礎 方 法	耐 用 年 数	定 額 法	旧 定 額 法	耐 用 年 数	定 額 法	旧 定 額 法	耐 用 年 数	定 額 法	旧 定 額 法	
トラクター	1台 R01・7	3,000,000円 ()	3,000,000円	7年	0.143	12月 12	429,000円	-	429,000円	100%	429,000円	211,500円	
バインダー	1台 R07・4	2,000,000円 ()	2,000,000円	定額	7	0.143	9月 12	214,500	-	214,500	100	214,500	1,785,500
草刈り機	1台 R06・1	180,000円 ()	180,000円	3年	-	1/3	—月 12	60,000	-	60,000	100	60,000	60,000
計								703,500	-	703,500	100	703,500	2,057,000

主な減価償却資産の耐用年数表 (この表にない種類のものは税務署又は市民税課におたずねください。)

建物(一部)

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	店舗用・住宅用のもの 倉庫・作業場用のもの(一般用)	22 15
木骨モルタル造のもの	店舗用・住宅用のもの 倉庫・作業場用のもの(一般用)	20 14
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用・住宅用のもの 倉庫・作業場用のもの(一般用)	38 34
簡易建物	木造主要柱が10cm角以下のもので、 土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき 又はトタンぶきのもの 堀立造のもの及び仮設のもの	10 7

機械・装置(一部)

設備の種類	細目	耐用年数
農業用設備	トラクター等動力機械	7
林業用設備		5

生物(一部)

種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。) 役用牛 乳用牛	6 4
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。) その他用	4 6

馬	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。) 種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。) 競走用 その他用	6 4 8
---	--	-------------

豚		3
---	--	---

綿羊、やぎ	種付用 その他用	4 6
-------	-------------	--------

かんきつ樹	温州みかん その他	28 30
-------	--------------	----------

りんご樹	わい化りんご その他	20 29
------	---------------	----------

ぶどう樹	温室ぶどう その他	12 15
------	--------------	----------

なし樹		26
-----	--	----

桃樹		15
----	--	----

桜樹		21
----	--	----

くり樹		25
-----	--	----

梅樹		25
----	--	----

かき樹		36
-----	--	----

すもも樹		16
------	--	----

いちじく樹		11
-------	--	----

キウイフルーツ樹		22
----------	--	----

ブルーベリー樹		25
---------	--	----

つばき樹		25
------	--	----

柔樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9
----	---------------------	---------

○中古資産の耐用年数		
1 原則(合法的に見積もった耐用年数)		
2 簡易法		
①法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数×20% = 耐用年数		
②法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 - (経過年数×80%) = 耐用年数		
※1年未満の端数は切捨て、年数が2年未満のときは2年とする。		

(農業用)